

## 養父市結婚相談所運営規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程 17 号

(名称)

第 1 条 この相談所は、養父市結婚相談所(以下「相談所」という。)という。

(目的)

第 2 条 養父市内に居住する者の結婚相談に応じて適切な助言と指導を行い、福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(運営)

第 3 条 相談所は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が運営する。

(設置場所)

第 4 条 相談所は、本会に置く。

(相談員)

第 5 条 相談所に結婚相談員 8 名を置き、互選により 1 名を主任相談員とする。

2 相談員は、本会会長が委嘱する。

(相談員の任期)

第 6 条 相談員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 相談員に欠員が生じたときの補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第 7 条 相談所の業務は次のとおりとし、相談料は無料とする。

(1) 定例相談日

八鹿支部 毎月第 1 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

養父支部 毎月第 2 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

大屋支部 毎月第 3 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

関宮支部 毎月第 4 金曜日 13 時 30 分～16 時 00 分

(2) 相談員は、必要に応じ、前号の相談日以外においても相談業務を行うことができる。

(3) 相談員相互の連絡を密にするため、必要に応じて連絡会を開催することができる。

(会計)

第 8 条 相談所の会計は、本会一般会計において処理する。

2 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(秘密の保持)

第 9 条 相談員は、職務上知り得た秘密は厳に保持し、正当な理由なく漏らしてはならない。

また、職務を退いた後も同様とする。

(他機関との連携)

第 10 条 相談所は、必要に応じて全但結婚相談所及び他の結婚相談所と連携し、相互に協力するものとする。

(備付台帳)

第 11 条 相談所は、次の各号に掲げる書類を備えるものとする。

(1) 相談カード

(2) 結婚相談申込受付簿

(3) 相談活動報告書

(4) 相談所文書綴

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。